

中国知的財産権に関する最新動向（2016 年 4 月）



第一部分：中国 IP 業界の発展に関する新たな動き

1. 7 ヶ月にわたる「紙不足」騒動から、商標登録人がようやく「一枚の紙」をもらった
2. 長沙市中級人民法院が知的財産権民事案件損害賠償判定状況を公布
3. 商標評審委員会が審査標準を緩和し、HFG の商標共存案件が初歩的審定を獲得
4. 上海知識産権状況報告会が開き、HFG のパートナーLanny LI が要請を受けて参加

第二部分：中国 IP 権利行使に関する新たな進展

5. 「龍井茶」三文字はだれでも使える文字ではない
6. 粉ミルクに危機再現、偽「雅培」粉ミルクが多省市に流入
7. 大衆点評 VS 百度、もう一つの高額賠償額の戦い

第一部分：中国 IP 業界の発展に関する新たな動き

1. 7ヶ月にわたる「紙不足」騒動から、商標登録人がようやく「一枚の紙」をもらった



上の写真は工商局のオフィス



の写真は商標登録証の制作過程

上記写真はいずれもネットから由来

2016年4月7日、「半年過ぎても一枚の証をもらっていない」という文章が媒体より報道された後、商標局の「紙不足」のニュースが大騒ぎになった。国家工商総局はこの事件を非常に重視し、調査を行ったが、商標登録証発行の遅延は関連部門の調達手続きの煩雑、各部門の連絡不調等に問

題があることが分かった。2016年4月18日、中国国家工商総局商標局局長許瑞表は、現在商標局は既に真剣かつ積極的に整理整頓を行い、5月末までに前から積み残された商標登録証を登録人に発行すると発言した。近日、ネット上のプラットフォームで商標局の者が急いで商標登録証を印刷する写真（上記写真参照）が流れていた。

【HFGのコメント】商標局の「紙不足」問題がクライアントにもたらす不利影響を解決するため、HFGは最近、新たなサービス項目を提供し始めた。それは、クライアントのニーズに応じて、北京オフィスのスタッフが直接中国国家商標局へ行ってその場で商標登録証明を作ることである。HFGは、当日の指令に対して翌日に商標登録証明を受領し、三日目で郵送、それに如何なる追加費用を請求しないことを保証する。

2. 長沙市中級人民法院が知的財産権民事案件損害賠償判定状況を公布

2016年4月20日、長沙市中級人民法院は公式プラットフォームでいくつの知的財産権案件損害賠償の相関データを公布した。このデータは2011年から2015年まで同法院が処理した知的財産権案件を基に、多方面から知的財産権損害賠償額に影響する要素を分析した。統計案件の中で、長沙市中級人民法院が判決した賠償額が5万元以下の案件は92%、賠償が10万元以上になる案件は僅か3%である。

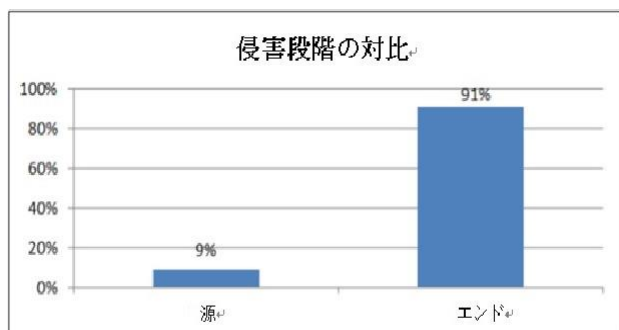


注：単位：万元。

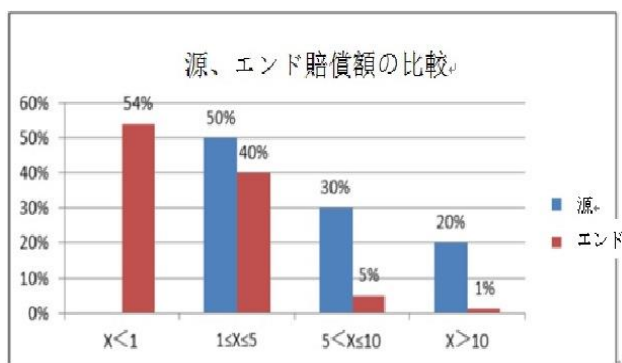
長沙市中級人民法院が2015年発布した「長沙市法院知識産権司法保護状況」には、権利行使の過程で権利者は証拠の収集と提出を重視すべきだと書かれている。今回のデータ分析を通じて、同法院は知的財産権の権利者が権利行使において

て証拠収集の重要性、特に賠償証拠の重要性を提唱した。同法院は幾つかの証拠収取過程で考慮すべき要素を列挙した。例えば、証拠収集現場の経営規模、侵害製品の数量、経営者の経営情報、被告サイト及び宣伝資料の確保、被告が関連機構や部門に残した資料、侵害製品の源等がある。

侵害源の追跡は最終的賠償額の判定に非常に重要である。長沙市中級人民法院の解釈によれば、使用または直接消費者、使用者に商品または役務を提供する侵害段階は侵害エンドと称する。侵害エンドに直接または間接的に侵害商品または役務を提供することを侵害源と称する。統計案件において、侵害エンドの案件数は 91% まで達している。



しかし、多数の侵害エンドを起訴した案件は、最終的な賠償額が比較的に低いのに対し、侵害源を起訴した案件数は少ないが、賠償額は比較的に高い。このことから、侵害製品来源を追跡する重



注：縦座標はパーセンテージで、横座標は賠償額。単位：万元

要性をわかることができる。

一タはいずれも長沙市中級人民法院から由来

【HFG のコメント】 HFG のパートナー Lanny LI は 2015 年末に、2016 年中国知的財産権業界の重点は知的財産権賠償訴訟を主にして展開されると表明したことがある。長沙市中級人民法院が発布した「長沙市法院知識産権司法保護状況」は正にこの背景下の産物である。全体からみれば、その賠償額が中国では全業界の中下レベルであるが、長沙市人民法院が審理した知的財産権案件は中国知的財産権賠償請求案件の現状を代表し、一定の典型的役割がある。Lanny は知的財産権訴訟において、高額な賠償をえるためには、一つは原告が強大な権利起訴があること、つまり侵害された商標が著名商標で、またはその発明特許は比較的に高い市場価値が有することを証明すべきであり、もう一つは被告の経済実力、侵害製品の価値及び相關管轄する裁判所が高額賠償をする勇氣があるかないかが、全体案件が成功するか否かを確保するポイントであると指摘した。

3. 商標評審委員会が審査標準を緩和し、HFG の商標共存案件が初歩的審定を獲得

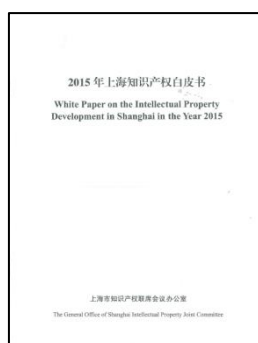
商標評審委員会は最近 HFG の申請を支持し、あるイタリア出願商標「PePe」（出願番号：15896276）と第 7132226 号引用商標「PEPE」との共存を認めた。HFG は拒絶査定不服審判で、両商標自体に明らかな区別があり、同時に目標消費者が異なり、且つ両商標は既に自己の安定した市場が形成されたことを成功に証明した。そして補充証拠として、HFG はまた商標権者と締結した「ブランド共存協議書」を提出した。

商標評審委員会は、出願商標と引用商標は表現形式上少し異なり、出願商標が指定使用した商品はいずれも幼児と児童服装等用品で、引用商標が指定使用した商品と消費対象が異なるため、出願商標は初歩審定ができると認めた。

出願商標	引用商標
	
第 15896276 号出願商標	第 7132226 号引用商標
出願指定商品: 新生児、 幼児と児童の靴	登録許可商品: 服装、靴、帽子

【HFG のコメント】このような評審結果は中国商標局が商標審査過程における審査標準がますます緩和されている最新の変化を表している。出願商標と引用商標の類似性が比較的に高い場合、中国商標法 13 条の「混同の禁止」の立法目的からすれば、出願商標は先行引用商標と類似と認められ、商標出願が拒絶される恐れがある。しかし、出願人と引用商標の所有者が共存協議をし、出願人が公証された共存協議/共存同意書を提出した場合、商標評審委員会は評審の段階で以下の要素を重点に参照する。一、類似性: 商標近似程度と商標類似程度を含む。二、公衆の混同可能性: つまり、双方当事者の市場構造に関する明確な区分、また混同を避ける合理的な必要措置をとったか否か。この二点において、二番目が特に重要である。

4. 上海知識産権状況報告会が開き、HFG のパートナー Lanny LI が要請を受けて参加



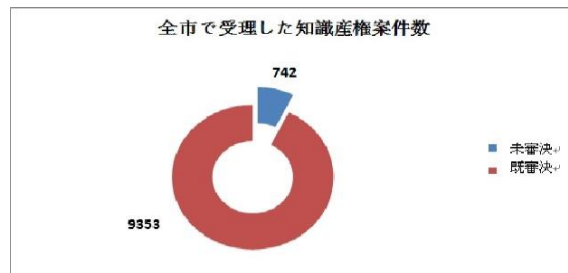
2016 年 4 月 28 日、HFG のパートナー Lanny LI は上海市知識産権連席会議弁公室と上海市人民政府外事弁公室が合同で開かれた「上海知識産権状況報告会」に参加した。報告会で、上海市知識産権局長呂国強様は 2015 年上海市知識産権保護状況を紹介します。

また出席者に「2015 年上海知識産権白書」を配布した。この白書は 2015 年上海知識産権状況を簡単にまとめたが、主な内容は以下のとおりである。

a) 2015 年、上海全市の特許出願数は 100006 件、

特許授權数は 60623 件、PCT 国際特許出願数は 1060 件、有効発明特許の保有数は 69982 件で、いずれも去年より 20%増加した。

- b) 2015 年、上海市全市の裁判所が受理した各類型の知的財産権案件の数は初めて 1 万件を突破して 10095 件に達し、9353 件が審決された。公安部門で全年立案した模倣品侵害案件は 1184 件、解決されたのが 945 件、逮捕した容疑者は 1909 人である。



- c) 工商管理部門の全年立案して取締した商標侵害違法案件は 1340 件で、没収した各種商標侵害商品と標識が合わせて 136.7 万件、上海税関が全年で取締した知的財産権侵害案件が 247 件、案件に関わる貨物が 512.07 万件、その価値は 3022.74 万元である。
- d) 知的財産権サービスの質を向上させるため、上海市知識産権局は特許情報伝播と利用度を増加したが、よって上海市知識産権（特許情報）公共サービスプラットフォームにおける全国登録ユーザーは 2014 年より 807 個増えた。全市で全年 52 個企業の 173 件の特許が担保ローンをくんで 11.4 億元を借りた。

【HFG のコメント】2015 年、上海市政府は特許融資に大量な力を入れた。特許担保、特許融資は依然として上海政府知識産権弁公室の仕事の重点内容の一つになる。

第二部分：中国 IP 権利行使に関する 新たな進展



5. 「龍井茶」三文字はだれでも使える文字ではない

最近、初めての龍井茶商標侵害案件が杭州市中級人民法院で終審判決が下された。裁判所は、原告「龍井茶」証明商標の所有者である浙江省農業技術推广中心が勝訴し、被告常州開古茶葉食品有限公司の龍井茶登録商標に対するすべての侵害行為の停止、且つ 13 万元の損失を賠償し、同時に「浙江法制報」で声明を掲載して商標侵害の影響を削除するよう命じた。

2015 年 4 月原告が起訴してから、本件はずっと注目を集めていた。了解によれば、被告は授權がないにも関わらず勝手に「龍井茶」証明商標を使用し、且つ四級の茶葉で特級茶葉だと称するように粗末品を優良品に偽って販売していた。

浙江省農業技術推广中心の茶桑科科长である陳德彪様がいうには、「龍井茶」証明商標の初の勝利により、「龍井茶」ブランドが法律による権利行使の新段階に入った。龍井茶は中国お茶ベスト 10 の一位として、権利行使の道もかなり紆余曲折だ。2008 年末頃に龍井茶が地理標幟証明商標に登録許可される前、市場では様々な偽物の「龍井茶」—例えば「雲南龍井」、「貴州龍井」、「四川龍井」等—があった。長年にわたる努力で、近年、龍井茶の質はいつも比較的にいいレベルを保持していた。2015 年末まで龍井茶証明商標の使用権を有する浙江省の企業は 364 個まで達した。

【HFG のコメント】「龍井茶」は 中国国内外の消費者から最も好まれる名茶の一つだ。本件は中国で数少ない、証明商標の所有者が自己の商標に対し権利行使した案件である。了解によれば、2015 年浙江省工商局、農業庁は河南、青海等 10 数個の省市工商期間と協力し、180 個以上の侵害企業を取締し、45 個侵害案件に対し調査・証拠収集し、2 企業を裁判所で起訴した。本件の賠償額は多くないが、本件から浙江「龍井茶」が積極的に模倣品を取締りを行い、市場環境を保護する決心がわかれる

6. 粉ミルクに危機再現、偽「雅培」粉ミルクが 多省市に流入



1. 2016 年 4 月 4 日、上海食品藥品监督管理局より、偽「雅培」を生産、販売する案件を摘発した。現在、陳容疑者、潘容疑者は既に移送起訴された。了解によれば、案件に関わる粉ミルクは 1.7 万缶で、主に鄭州、徐州、長沙等の代理商により全国複数の省市で販売され、そこに河南、安徽、江蘇、湖北四省も含まれていた。

現在分かったのは、本件容疑者は、ブランド粉ミルクの包装ケースと商標ラベルの模倣品を作り、同時に市場から低価で粗末品の粉ミルクを購入し、違法な加工作業室で制作して販売したが、その違法取得は 200 万元である。上海市質量監督檢驗技術研究員の偽「雅培」粉ミルクに対する微生物、栄養素等 14 項の検測から分かったのは、検測された項目はいずれも新生児・幼児向けの乳粉食品安全に関する国家標準に符合し、ただカルシウム含量だけが「雅培」本物のラベル標識で示された数値より低い。了解によれば、國務院食品安全弁公室は上記四省の相關部門に、公安部門と食品藥品監督管理部門と協力して偽粉ミルクの流れ先を追跡するよう催した。

【HFG のコメント】HFG のパートナーLanny Li によれば一般的に国内で食品領域の偽物製造行為において、主な表見形式は「粗末品を優良品に偽る」ことである。つまり、廉価な粉ミルクを高級粉ミルクに偽って販売して、暴利を獲得することである。このような偽物製造行為は別の合格粉ミルクを原料にするため、明らかな迷惑性を有し、市場の管理監督に難度を増加した。というのは、通常な市場検査はこのような偽物製造行為を発覚し難いからだ。上述手段以外に、三・四線都市での国境超える購買、代理買い付けも同様に迷惑性を有するが、同じく模倣品氾濫の温床である。

7. 大衆点評 vs 百度、もう一つの高額賠償額の戦い



2016 年 4 月 11 日、上海市浦東新区法院は大衆点評の百度に対する不正競争紛争案を開廷審理した。原告上海漢濤情報信息諮詢有限公司、つまり大衆点評の所有者が北京百度網訊科技有限公司の「百度地図」と「百度知道」で及び上海築図ソフト技術有限公司の「城市吧」で大衆点評サイトのユーザーのコメント情報を大量に使用したと訴え、裁判所に両被告の不正競争行為の停止、且つ共同で 9000 万元の経済損失の賠償及び侵害行為を阻止するため支出した 45 万元の賠償、同時に公告掲載して不良影響の削除を請求した。

審議過程において、双方は主に双方に競争関係があるかないか、百度地図と百度知道の行為は正当であるかどうか、その行為が大衆点評サイトに損失を与えたか否か等の焦点問題を含めて激しい争論が展開された。

大衆点評は、自分は大量な人力、物力を投じて、十数年の努力でサイトで大量なユーザーのコメントを得たが、百度が大衆点評サイトでの情報—例えば、商者情報、ユーザーコメント等の内容を大量に剽窃コピーされたため、その行為は既に不正競争になったと指摘した。

百度は、検索サービスを提供するサイトとして、大衆点評と競争関係にならず、また大衆点評の robots 協議は百度検索エンジンに開放されたものなので、百度が獲得したすべての情報は robots 協議に符合する前提下で操作したものであると主張していた（robots 協議：robots 協議は国際上通行する業界規則で、サイトが robots 協議で検索エンジンにどのようなページが利用可能で、どのようなページが利用不能かを教える。多数のサイトはサイトを作るとき、robots.txt 文件をつくり、またそこに robots に訪問されたくない部分を説明する—この内容は網易公衆プラットフォームから引用）。

現在、本件の法廷審理は既に終わった。

上海恒峰律师事务所
二〇一六年五月三日

HFG 事務所概要

HFGは2003年以来、高度一体化された中国・外国籍専門家チームの共同経営する事務所として、高標準、高品質のサービスを提供し続け、世界各業界のクライアントのニーズを徹底的に了解に基づき、クライアントの為に最大な商業利益を追求しています。現在、**HFG**は三つの組織で構成されているが、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨询有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司であり、北京、上海に二つの事務所があります。

HFGは長年の実務経験を通じて、深く多様な知識と多言語のコミュニケーション能力を駆使し、全国の省、直轄市、自治区等の司法、行政機関において、クライアントのために多様な知的財産権業務を展開しています。**HFG**は知的財産に関する訴訟・非訴訟案件やビジネス及びコーポレートのリーガルサービスを集約しクライアントの無形資産が有形資産より多い会社のためにワンストップソリューションを提供します。**HFG**が扱っている分野はIT・通信、石油化学、ワイン・雑酒、ファッション、化粧品、小売・電子商取引、食品医薬品基準、ライセンス取得、特許技術の収益化等に係っています。

HFGが代理した案件は、数年連続中国公安部から「十大典型的案例」及び「五大經典的案例」と評価され、また中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会より「中国知的財産権案件ベスト10」と評価され、及び複数の主要省の中級、高級人民法院より当年度の經典的訴訟案件と評価されました。私たちの長年の努力により**HFG**は数年連続複数の国際クライアントより当年度の「最優秀知的財産権サービス提供者」と評価されました。2010年以来、当事務所は「**Legal 500**」より数年連続上海地区で知的財産権業務の一位と推薦され、また「知的財産権管理」からも強力に推薦され、同時にチェンバース法律評価機構及び「世界商標評論1000強」からも高い評価を取得しました。



本号の知的財産権情報について如何なるご意見・ご提案がありましたら、以下の連絡先までご連絡ください。

電話：+86 21 5213 5500

传真：+86 21 5213 0895

メール：lli@hfgip.com; Hfg_china@hfgip.com